

令和元年度意見第6号

令和元年10月9日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年9月12日付で、株式会社DADA 代表取締役 青木 大和より提出された新技術等実証に関する計画に対する厚生労働大臣の見解（令和元年9月19日 厚生労働省発生食0919第2号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

厚生労働大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和元年度意見第7号

令和元年10月9日

経済産業大臣

菅原 一秀 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年9月12日付で、株式会社DADA 代表取締役 青木 大和より提出された新技術等実証に関する計画に対する経済産業大臣の見解（令和元年9月26日 20190912商第7号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）